

か、という重要な問題についての見解が明示されていない點に、それが端的に現われているように思う。

近世日本の對外關係において、一六三〇年代が大きな歴史的劃期であることは、「鎖國」・「海禁」いずれの用語を支持するにせよ、大方の異論はない。もし、本書が日本史の概念に縛られない独自の方法的立場を貫くならば、一六三〇年代の歴史變動が唐人社會にいかなる影響を及ぼしたかという點について、著者自身の主張をもっと明確に提示するための独自の論理構成と敘述上の工夫が必要ではなからうか。

一九九一年一〇月 佐世保 親和銀行ふるさと振興基金會

A五判 四五二頁 非賣品

〈附記〉

本書は、書籍刊行による地域社會への文化的奉仕という理念に基づいて創刊された「親和文庫」シリーズの第一六號である。本書の學術的價值については、山根幸夫氏が『東方』第一四〇號において「長崎貿易を知る重要な研究書」として、早くから紹介されている。しかし、本書は残念なことに限定出版・非賣品であるため、研究者の間でも充分には知られていない。本書の入手を希望される方のために、發行所の連絡先を附記しておく。

佐世保市島瀬町一〇番一二號

親和銀行

電話（〇九五六）一二四一五一（代表）

鈴木智夫著

洋務運動の研究

——一九世紀後半の中國における工業化と

外交の革新についての考察——

岡本隆司

國の内外を問わず、中國近代史研究における領域の擴大、テーマの細分化、これらに伴う史料の出版や研究成果の量的な増加は、評者一人の嘆息にすぎないかもしれないが、學界の動靜にひととおり通じようとするだけでも過重な作業だと感じせしめるまでになっている。こうした動きは一九八〇年代初頭より年を下るにつれいよいよ顯著になってきたが、それと併行して、個々の研究内容にも関わってくる理論枠組においては、いわゆる「近代中國史像の再検討」が半ば最大公約數的な目標のように唱えられており、これもここ十年來の特徴といえよう。研究の増大と新たな方法の要求と模索。一見學界が活性化しているかに思えるこうした現象は、しかしながら、いったんその内實に踏み込んでみると、個々の動向の間には聯關がいたって稀薄で、いささか懷疑的にならざるをえない空虚さを孕んでいるように感じられてならない。

中國近代史の研究において、西洋近代との關係をどのように考えるかは、テーマをいかに設定するかによりさまざまな角度からのアプローチがありえようが、いずれにしても避けて通るわけにはいかない作業であろう。だとすれば、西洋との交渉が本格化し始めた一

九世紀半ば以後の、いわゆる「洋務運動」の位置づけや見方は、それを専門に研究しているか否かにかかわらず、研究者すべてが問われるべき重要な問題であるともいえる。文字どおり篤實に「洋務運動」研究を積み重ねてこられた鈴木智夫氏は、これまでの代表作に書きおろしの論文を加えて六〇〇頁を超える大著を上梓された。現在の學界状況にあつては、本書は清末、「洋務運動」の研究という狭い枠内にとどまらず、あらゆる意味において日本の中國近代史研究全體に對する點檢・反省の機縁を與えるものとなりうる。本書を繕こうとする者はこの機縁を十分に生かしていく心構えが何より必要となるであらう。

「洋務運動」にさして明るくもない評者がひととおり本書を讀したあとまず感じたのは、以上のようなことである。これは著者の「洋務運動」研究の集大成ともいうべきこの勞作への紛れもない讃辭であると同時に、率直な批判の言でもある。こうした所惑は現段階でどこまで正鵠を射ているのか、今後のためにどれほど建設的な展望を産み出さうものなのか、甚だ心許ない限りであるが、その根據めいたことを併せて、やや具體的に述べていきたい。まず、本書の内容の紹介から始めよう。以下は本書の構成を示したものである（節以下は省略、括弧内は各論文の初出年次）が、まさしく上に觸れた時期である一九八〇年代からごく最近までの論考を中核としており、しかも扱う題材が經濟と外交に大きく絞り込まれているのが鳥瞰的にみてとれよう。

序 説

第一章 洋務運動研究の視點・方法をめぐる問題（書き下ろし）

第二章 洋務運動研究の現狀と課題（一九九二年）

第一編 洋務派の航運業近代化政策

第一章 草創期招商局の經營戰略——一九世紀七〇年代の『申報』の論說の檢討——（一九九〇年）

第二章 近代工業の移植と李鴻章——一八八二年の邵友濂宛書簡の考察——（一九八五年）

第二編 洋務派の綿業近代化政策

第一章 一九世紀七〇・八〇年代の近代綿業移植論（一九八五年）

第二章 上海機器織布局の創設過程（一九九一、一九九二年）

第三章 一九世紀九〇年代の中國における綿業近代化の二つの道——『申報』の論說を中心に——（書き下ろし）

第三編 洋務派の江浙蠶絲業近代化政策

第一章 一九世紀後半の上海の生絲貿易（一九八六年）

第二章 一九世紀七〇・八〇年代における『申報』の江浙蠶絲業再建案（一九八七年）

第三章 上海器械製絲業の成立（一九八〇年）

第四章 無錫における繭取引の發達（一九八一年）

第五章 無錫における蠶絲業の展開（一九八八年）

附論Ⅰ 辛亥革命期における上海製絲業と製絲資本家の活動（一九八四年）

第四編 洋務派の廣東蠶絲業近代化政策

第一章 廣東器械製絲業の成立（書き下ろし）

第二章 草創期廣東器械製絲業の經營特質——『循環日報』の「告白」より見る——（一九八四年）

第三章 一八八一年、廣東省南海縣の製絲工場襲撃事件についての一考察（一九八五年）

第五編 洋務派の外交政策

第一章 不平等條約と洋務派（一九八四年）

第二章 中國における國權主義的外交論の成立——初代駐日公使何如璋の活動の検討——（一九七四年）

第三章 洋務派外交の新展開（一九七八年）

附論Ⅱ 正眼寺所藏の清軍「戰衣」の研究——日本に残った准軍の「戰衣」——（一九八八年）

結論（書き下ろし）

第一編第一章は、一八七二年より七五年にかけて『申報』に掲載された輪船招商局に關する論說の分析を通じて、洋務派の航運業近代化政策の内實を検討しようとするものである。『申報』は基本的には招商局の存在意義を積極的にみとめ、その發展を支持していた。しかし他方で、そうであるがゆえに、當時の招商局のあり方に對し厳しい批判をも敢えて行っていた。著者はこうした『申報』の議論を利用して招商局の場合にみられる洋務派の考え方・政策を浮き彫りにしようとする。『申報』の批判は、主として經營戰略への疑問、および商人の立場からする企業のあり方に對する不滿に基づいており、具體的には、航運利權の回收が性急に失していること、通商港間に招商局船舶の航行を限定していること、一方面的な外國船敵視は不當なること、獨占志向が濃厚にみられること、「官」の介在によって投資家が容易に集まらないこと、という五點に互つていた。このうち著者がとりわけ注目するのは第二點である。招商

局がその船舶を中國の内河や沿岸の非通商港に就航させられなかった要因として、守舊派官僚や保守的な鄉紳層、民船業者などに加え、一八七六年當時の李鴻章を除く洋務派官僚の大多數までも、これに強く反對していた事實をあげている。

第二章は、一八八二年に李鴻章が上海道臺邵友濂に宛てた二通の書簡の内容を分析して、洋務派の近代化政策全體の本質に迫ろうとした、小篇ながらも本書の軸の一つをなす論考である。李鴻章はそのなかで、上海の中國商人や買辦が設立していた各種の近代企業を中國の企業として承認・保護するという、それまでの洋務派の政策を大きく轉換させる、ぬきんでて「開明的な」方針を打ち出していた。しかし、綿紡織業・網織物業においては、民間人による近代工業の移植を許さない方針がはっきりと示されており、これは中國の民衆の生活の上に大きな位置を占めていた在來産業の保護に配慮したものである。言い換えれば、李鴻章の工業化政策は、主要な在來産業の解體を阻みうる範圍においてのみ近代的生産様式の導入・移植を進めるという、「部分的・限定的・消極的な」近代化を志向するものであった。したがって、李鴻章が小型汽船の内河就航につき、民營汽船會社設立の申請を却下した邵友濂の措置を妥當なものと承認していた理由も、なお舊來の生産様式擁護という自らの立場をくずしていなかったことから説明されうる、と論じる。

第一編で著者が提示した洋務派、なかならず李鴻章の政策意圖の當否は、第二編においてさらに具體的に綿業を題材として検討が加えられる。

洋務派の綿業近代化政策を具體化したのは、いうまでもなく上海機器織布局であったが、織布局開設に先立つ中國での近代綿業移植

論を詳細に紹介して、綿業における洋務派の考え方を明らかにしようとしたのが第一章である。中國においてももともと體系的にかつ長期に亘って近代綿業移植を論じたのは『申報』であった。そこでは、當時の綿製品の需要動向に影響されて、もっぱら綿布が議論の對象とされていた。『申報』の構想は、洋布と土布とは競合關係になく、近代綿業の移植は一八七〇年代より流入が増加した洋布の防遏のみを目的として、換言すれば、在來綿業の解體を回避しうる枠内で、行われるべきであり、外國製綿布と同一・同質の模造綿布生産に限定するよう求めるものであった。このような『申報』の主張は、當時土布の模造品を生産しようとしていた義昌洋行の計劃と激しく對立しながら、彭汝琮の請願に取り入れられ、最終的に洋務派官僚の受容するところとなったのであり、こうした過程に洋務派の基本姿勢が明らかに窺われるとする。

第二章では、以上のような構想に基づいて一八七八年に創設された織布局がその後一二年もの間、開業できなかった事情が考察される。これまでの通説では、開業遲延の最大の要因を中國の傳統的官僚體制の非合理性・前近代性に求めてきたが、著者はこれは必ずしも問題の核心ではないとみなし、あらたな角度から検討を行なっている。前章で明らかにされた一八七〇年代の「洋布自織論」、すなわち、洋務派が設定するに至った綿業近代化政策が現實の中國の經濟的諸條件と大きく乖離していた事實を明らかにして、そこに織布局開業遲延のより決定的、直接的な要因があったとする。「洋布自織論」を提唱していた『申報』がすでに織布局開業の一八七八年當時に「洋布自織全面不能論」に傾き始めていたように、織布局が設定した事業目的の洋式綿布生産に、その原料として確保可能であつ

た中國産棉花は適しないという事實があった。にもかかわらず、織布局の當局者はこれを認識せず、あくまで「華棉を以て」「専ら洋布を織」ろうとしたため、その調整が困難をきわめたことが開業遲延の最大の要因となっていた、と指摘する。

一八九〇年代前半になると、このような洋務派の認識はおおいに改まり、當時の中國における機械製綿製品の需要動向をはじめ的確にとらえ、原料面の裏づけをも正しく考慮に入れるようになった。もちろん九〇年代になっても、洋務派が綿業近代化の目標を依然として輸入外國製品防遏に限定していたことに變わりはなかった。けれども、あらたに低番手の機械製綿糸（インド綿糸）輸入の急増に注目し、中國に現實にその市場が存在し、しかも中國棉花をその原料とすることが可能な機械製厚地綿布と機械製低番手糸との生産に織布局の事業内容を變更していたのである。そもそも織布局が防遏をめざしていたはずの輸入綿布の主力商品であった機械製薄地綿布については、原料上の制約からその生産を斷念するに至り、綿布の生産はもっぱら中國棉花によつて生産できる厚地綿布に限定された。そして、織布局の任務も低番手の機械製綿糸の流入防遏をめざすものに修正され、その企業形態も綿布生産専業から厚地綿布と低番手糸生産を行なう紡織兼營へと變化したのであった。

洋務派はこのように、一八九〇年代に至つて、機械製綿製品の市場や原料確保の制約に関する認識を深める一方で、綿紡織企業經營の成功を確實にすべく「官」による獨占・規制を強化しようとしていた。第三章では、『申報』の綿紡織振興論を紹介しつつ、こうした動きに對する民間の側からの批判のありようが跡づけられる。この時期の『申報』は、民間人が自由に綿紡織企業を開設・經營する

のを許さず、「官」やそれと深く結んだ一部の「紳商」のみが機械製綿製品生産を獨占するような政策を公然と非難し、「商民」が全く自由な方法で行なうべきであり、「官」がそれに關與しなければならぬ場合にも、あくまで「商情」に應じ、「商民」の支持・協力を得られるような形をとるべきだと主張していた。こうした主張はこれまで主に改良主義のイデオログによって行なわれたとされてきたが、七〇〇八〇年代にはいわば洋務派の綿業近代化政策の代辯者であった『申報』もこれに與し、近代綿業への關心を強めていた上海の買辦・富商や江浙地方の「紳商」など、廣範な民間の資産家たちの見解を代辯していたことを論じている。

第三編は、綿業とならぶ中國最大の傳統産業であった江浙地方の蠶絲業の革新に對し、洋務派が果たした役割を考察したものである。

まず、第一章および第二章では、輯里絲・大蠶絲など江浙地方産出の在來絲は、一八五〇年代以降、ヨーロッパ市場において優位を占めていたが、七〇年代初頭になって、ヨーロッパ蠶絲業の復興、在來絲自體の品質低下、江浙地方の生絲商人の不正取引などにより、その優位を喪失し危機に直面するに至った。このような事態を背景に、八〇年代の初めには『申報』がイタリヤ・フランスの器械製絲業移植の必要を訴える論説を掲載するようになる。その所論は、流通過程での課税による清朝當局の財政強化を前提にしながら、器械製絲業の有利さをことさらに強調したもので、まもなく洋務派に受け入れられるところとなる、とする。

第三章では、江浙地方へ實際に移植された器械製絲業に對して、洋務派がいかなる姿勢・態度をとっていたのが檢討される。七〇年代末から八〇年代初にかけて、中國人買辦・商人の旺盛な投資に

支えられて外國資本の企業設立がブームとなっていくなかで、ヨーロッパ式の器械製絲業も同様にして上海に移植されるに至った。外國商社の主導下でなされた器械製絲業の移植に對し、江浙兩省の生絲商人（絲行）は激しく反撥、江浙地方の在來蠶絲業に與える打撃の甚大さを訴えた。現地の洋務派官僚もこれに動かされ、通商條約違反を理由に上海の外商經營の器械製絲企業に閉鎖を命じたのである。ところが李鴻章は、一八八二年、外國資本の庇護下に形成されていた上海の中國民間資本の各種の企業を洋務派の規制下に組み入れようとしたのと同時に、旗昌・公平兩絲廠を特例として公認する措置を上海道臺にとらせた。これは、上海の製絲業の存續を容認しつつも、これを外國勢力ではなく、洋務派の規制下にとりこむことを狙ったものであった。

こうして、ともかくも上海に器械製絲業が定着していくのであるが、その重要な原料繭の供給地となったのは無錫であった。第四章と第五章では、江浙地方のあまたの蠶業地の中で、とくに無錫が上海器械製絲業の原料繭供給地と化していく過程が詳細に分析される。外商經營の製絲企業を壓迫するため洋務派が始めていた、繭の流通過程で「繭捐」を賦課する制度の存在により、無錫では獨占的な繭の收買機關「繭行」を介在させた取引が発達することになる。こうした「前近代的な」收奪體制に對し、繭生産者たる農民はさまざまな抵抗をもって應じた。日清戦争後になると、民族資本の製絲工場が急増したが、「繭捐」によって生じる原料確保の困難からその發展は阻害され、金融的に外國勢力に従屬せしめられ、ついには外國が清朝當局・製絲家と一體となって養蠶農家と相い對する重層的な抑壓・收奪の體制が形成された、と論じられる。このような體

制のなかであって、辛亥革命期の上海製絲業資本家がどのような位置にあり、いかなる性格を帯びていたかについても、附論一で論及される。

もう一つの中國の蠶業地の中心地で、かつ最も早くから器械製絲業が展開したのは廣東省珠江デルタ地域であるが、ここでの蠶絲業の革新とこれに對する洋務派の關與・役割のあり方が第四編で検討される。そもそもこの問題については、中國版ライト事件ともいえる一八八一年一〇月の廣東省南海縣での製絲工場襲撃事件を中心に、これまでも活潑な議論がなされてきたが、著者は新たな史料に依據しつつ、當時の廣東器械製絲業の全體像を再構築しようとしている。珠江デルタにおける蠶絲業の革新は、洋務派による上からの先導を待たずに、一八七〇年代初頭といふかなり早い時期から土着資本の手で、地方當局の干渉・介入を排除しつつ行なわれたものであった。これが可能になったのは、廣東特有の同姓村落に君臨する「士紳」「耆老」（「紳耆」）の在地における勢威に依據していたからであり、勞働力の調達から工場管理、さらに工場の安全確保に至るまで、「紳耆」の規制が貫徹していた。『循環日報』の記事により、こうした草創期の器械製絲業の經營實態が詳細に分析される。

一八八一年にはこの製絲工場が襲撃されるのであるが、この事件については、これまでの研究では混亂を免れ得なかった事件の主體を、同じく『循環日報』により、同縣の在來の絹織物手工業者および絹織物手工業勞働者と斷定する。事件の原因は、器械製絲業の勃興によって在來絹織物手工業の原料となる在來絲生産に缺かせない繭の確保が困難になる、と彼らが理解していたことにあった。この事件は製絲工場の存続をめぐる官憲の介入を招き、工場は一時當

局から閉業を命じられるに至る。しかし、この地方當局の措置はまもなくとりやめられ、一八八七年には、洋務派の兩廣總督張之洞を中心とする廣東當局はもとより、總理衙門や海軍衙門からも、それらが純然たる民營の近代工業として存続・發展していくことを承認されるようになっていた。同じ年には、江浙地方においても蠶業地に民營の器械製絲工場の設立が主張されていた。一八八〇年代後半に至つての洋務派のこうした政策轉換は、第一編第二章に述べられた民間人經營の近代企業を合法的存在として認可した措置に端を發していたものであるが、當局の規制にもかかわらず、「紳耆」の庇護下に着實な成長をつづけていた廣東の器械製絲業の展開も與つて大きな力があつた、と推測されている。

第五編では、本書のもう一つの課題である洋務派の外交政策が論じられる。まず、一八六〇～七〇年代における洋務派の發言の論理を詳細にたどることで、清朝が歐米諸國と締結した條約の不平等規定、なかんずく法權と稅權に對し、彼らの認識がどのように變化していったのかが検討される。洋務派は六〇年代末以降、條約に對する認識を深め、七〇年代末までには、片務的協定關稅制度や領事裁判權・外國人稅務司による海關行政管理など、條約の不平等性をほぼ「正確に」認識し、本來の意味での條約改正要求を強調するに至っていた。しかしながら彼らがめざしていたのは、結局のところ舊來の支配體制の維持であつて、「國民的利益」や「主權的權利」の具體的な擁護ないしは奪還ではなかつた、と位置づけられる。

ついで、以上のように性格づけられた六〇～七〇年代の洋務派の外交政策を前提に、七〇年代末～八〇年代初における政策の轉換が検討される。第二章は、初代駐日公使何如璋を素材として、その轉

換のあり方を論じたものである。從來あまり注目されなかった彼の書簡にみられる外交上の提言は、琉球問題や條約改正問題、朝鮮問題など當時の重要案件を中國に有利に處理するには、西歐的な國際法の原理に即した新たな外交上の措置が必要になっているとしたものであった。こうした建言に對し、總理衙門や北洋大臣李鴻章など洋務派高官は、いづれも消極的な態度をとりつづけており、傳統的な「華夷觀念」に基づく對外秩序維持の立場をくずしていなかった。何如璋はこれらの問題への對應を通じ、「民族的危機感」をつよめ、國家の獨立と主權に對する侵害を非難するという「國權主義」的な外交論を展開し、列強の侵略的な動きに妥協的な洋務派主流に對する批判的な姿勢を強めていった。

八〇年代初頭以降、洋務派はそれまで依據してきた「華夷的國際秩序」によりやく手を加えるようになる。それまでの「華夷的國際秩序」の基本原則は、「宗主國」中國は「藩屬國」の内政・外交には干渉しないというものであったが、洋務派はその枠にとどまらず、「藩屬國」の内政・外交に公然と介入するようになる。一方では、列強の要求をある程度容れつつ、列強間の對立をも利用し、軍事力を背景に交渉を有利に進めようとし、他方で、列強の侵略に苦しむ「藩屬國」の領土と主權を侵犯することによって、列強に「藩屬國」の宗主國としての中國の地位を再確認させようとした。それまでにない強壓的・積極的な以上の政策は、「華夷的國際秩序」を八〇年代の東アジアにおける列強のパワー・ポリティクスにみあったものに再編しようとする試みであったけれども、ベトナムや朝鮮で齟齬をきたし、清佛戰爭に至って深刻な矛盾を露呈させ、破綻に歸してしまふ、と論じられる。

以上、本書の主要な部分を構成する一七の章はいずれも内容豊富で厚重な論考であり、これらを交える文獻・史料の博搜と着實な史實分析はまさしく敬服に値するものである。なかんずく壓巻なのが『申報』や『循環日報』などの膨大な新聞史料から、文字どおり倦まず弛まず零細な關係記事を蒐集し、史實を究明していくプロセスにあることには、誰しも異存ないであろう。このような著者の研究姿勢は、本論はいうまでもなく註や索引にも充實しており、清末における「洋務運動」の側面に對象を限定した高度に専門的な著作である本書をして、清末史の研究を志す初學者にとつても大いに役立ちうる手引きたらしめている。

嚴密な實證が歴史學において不可缺の前提であることはあまりに自明であるが、玉石混淆の史料が未整理のまま氾濫している近代史の諸分野ではこの前提が往々にしておろそかにされてきたことも、ひとしく痛感されるところであろう。著者自らもこれまでの「洋務運動」研究に共通してみられる「その見解の裏付けとなる基礎的な研究」の著しい缺落を指摘し、「實證的研究の蓄積」「新史料の發掘」、「それを通じたあらたな史實の積極的な提示」を最大の課題として設定しており（六三三頁）、本書はこれに十分應える内容になっている。こうした意味では、本書は當該分野の研究書の一模範たるを失わないといえよう。

實證という事柄に問題を限定したならば、以上のように認めるのに吝かではない。しかし、史料の涉獵と實證に向けられたエネルギーが、史實の解明を通じて、歴史過程の把握、歴史像の構築・再構成に果してどこまで結實しているかということになると、おのずか

ら問題は別である。著者が本論での考察を通じて導きだした「洋務運動」像と主張は、「結論」における以下のような一節に集約されているように。

洋務派の開明性・進取性には明白な限界があった。……洋務派はその革新・改革をあくまでも傳統體制と調和的にしか行なおうとしなかった。……洋務運動は……はなはだ矛盾した複雑な性格をもつ……。それは進取的・積極的・開明的でもあるとともに保守的・消極的な性格をもつこととなった。……洋務運動についてはそれを全面的に否定したり全面的に肯定したりすべきではなく、その積極面・肯定面と消極面・否定面とのいずれをも正しくくみとった、バランスのとれた受けとめ方をすることが肝要である……（六四〇頁）

本書は通説を乗り越えようと企圖し、後述のように確かに乗り越えている側面があるにもかかわらず、引用にみられるように、通説が遵奉してきた「積極面」と「消極面」という二者擇一的評定に歸結する尺度・問題枠組から、ついに脱却しようとはしていない。隨處にちりばめられた「民族主義的」「國權主義的」「部分的」「限定的」などのタームは、措辭こそ異にしてもこの枠組を表現するものであり、また淮軍の「戦衣」という實物の検討を行った附論Ⅱはさらにこれを補強するものである。そこからの脱却の兆しがみられるのはわずかに第二編第二章のみであり、あらたな視點から數々の興味深い論點が提示されているが、それらは結局、「洋務派」・李鴻章の「開明性」の測定に收斂してしまっている。一九七一年、坂野正高氏は馬建忠の研究に託して、「洋務運動」研究の「類型化したマンネリズム」の傾向を明確に指摘されたはずであるが、二〇〇年

以上を経た今日でも、その「マンネリズム」は拂拭されていないのであろうか。このような手法は本論での具體的な史實の解釋にも影響を與えるところなしとはいえないように思われる。⁽²⁾

「洋務派」の經濟「政策」と外交「政策」の緻密な検討を通じ、客觀的な「政策」の意圖が、そして、これまでの「洋務運動」研究ではきわめて限られた形でしか論及されなかった一八八二・七八七年における變化が本書の全體に亘って提示されているのは、貴重な成果といえるものであろう。問題としたいのは、概してこれがなお「政策」の變化という現象への言及にとどまっていること、にもかかわらず、やや短絡的にそれを「政策」の「開明性」ないしは「限定性」に結びつけてしまっていること、である。そうした議論に到達しようとするには、「政策」の内容を我々に知らせてくれる史料に對する批判に始まり、「政策」を現象せしめたところの中國内外の背景、要因、その現象の深度、影響、共時的な位置、通時的な意味あい、さらにはこれらを總合した歴史的な意義までをも検討するという、途方もない作業があらかじめ必要となるのではあるまいか。もっとも本論がこうした問題にまったく觸れていないわけではない。けれども、そうした作業に着手するならば具體的な見直しが不可缺となるはずの既成の諸概念——「民間」「紳商」から「官」「洋務派」に至るまで——が所與のものとして用いられ、その意味内容が立ち入って明らかにされることはほとんどなく、いささか齟齬をきたしていると思しき箇所さえ見うけられる。こうした結果、「政策」ないしはその變化を産み出す構造にまで考察が及んでいないのである。

このような傾向は、そもそも本書のなりたち起因するものであ

る。著者も序説第一章で述べているように、本書は従来の「洋務運動」研究への溝口雄三氏の批判に對する反批判として書かれた諸論文を集録したものである。溝口氏の問題提起は、第三者からみて、その時点ですでに自明の如き論點もあり、また現在となつては、さまざまな點で色褪せている部分も少なくはないけれども、いざこうして本書に取り組んでみると、その存在理由はなお失われていないように見える。これは學界にとつても氏自身にとつてもあまり慶ばしいことではあるまい。私見によれば、氏の提言の意義は通説の各論の批判よりも、むしろ通説に潜在、顯在する諸前提や方法論への切實な懷疑にある。著者の主觀的意圖としては、本書はまさしく溝口氏の提言に對する反論にはかならないであらう。しかし、その反論は、氏の各論批判への回答であつて、氏の懷疑を汲みとつたものではないように思われる。本書の關心が經濟と外交に特化しているのもそのあらわれであり、これは溝口氏の意圖に副わないのみならず、序説第二章での著者自身によるさまざまな課題提起と必ずしも整合していないという結果をも惹き起こしている。

そもそも「洋務運動」とはいつた何だらう。これをあらかじめ「政策」に限定しようとする位置づけの仕方もあるが、著者は「はしがき」でこれをはつきりと拒否している。「政策」という概念ではなお括りきれない廣がりをもつた動きとみなそうとする態度には共鳴を覺える。従来の研究が「不毛の論争」を繰り返してきたことに歉らず、その「論争」を「不毛」たらしめないよう、まず史料・史實の發掘・實證に意を注いだ姿勢にも賛意を惜しむものではない。にもかかわらず、本論では「不毛の論争」での論點はそのままに引き繼いで、「政策」の「開明性」の評定が中心をなす。「論

争」そのものの意味を問うているのは溝口氏のみに限らない。「論争」の措定はもはや撞き崩されつつあるといつてよい。資本主義化という評價基準はいうまでもなく、日本との比較の問題もそうであるし、「西洋の衝撃」と「對應」といつたパラダイムの設定もしかり。既成の枠組の見直しを迫る近年の研究潮流はなお微力であり、ともすれば單なる流行に墮してしまいかねない脆さをも有しているものの、その眞摯な模索は學界全體が生かしていかなばならないであらう。そうであるならば、著者が自明の前提とし、溝口氏が異となえる「洋務派」なる概念はもとより、その他諸々の概念規定をこれまで氣づかれなかった視角から捉え直すことがまず必要であり、ひいては、舊來の「洋務運動」というテーマ設定の内實さえも組上にのぼされなければならない。舊套になすむのでもなく、これを擲つのもなく、揚棄していく方向と努力が何よりも求められているのではないだらうか。

溝口氏らが一瞥を加えられれば一笑に附されそうなアウト・オブ・デートで偏頗な批評になつてしまつたが、これはあながち評者や著者のみの責任ではない。冒頭に述べたような空虚さのしからしむるところでもあらう。「洋務運動」とは何か。洋務運動研究はここから始まつて、ここに歸つてこなければならぬ。その意味では、「實證的研究の蓄積」をめざした本書の價値は失われない。ここに滿載された夥しい材料は、順接的にも逆接的にも、その出發點となるはずだからである。

註

(1) 坂野正高「フランス留學時代の馬建忠——外交および外交

官制度についての二つの意見書（一八七八年）を中心として——『國家學會雜誌』第八四卷五・六號、一九七一年、五頁（同『中國近代化と馬建忠』、東京大學出版會、一九八五年、に再録、五頁）。

(2) その例として次の二点のみ挙げておこう。まず、本書第一編第二章の李鴻章の内河小汽船會社設立に對する態度について。一〇九頁において、「一八七六年以後の李鴻章の一連の行動と矛盾したものとなっている」とし、「李鴻章の意向が一八八二年の段階ではなお流動的なものであった」とみなしている。しかし、關連史料を平心に讀めば、この會社は招商局とはほぼ關係のないものであり、しかも招商局がこの時期に内河での小汽船就航に着手していたと積極的に立證する文言はみあたらない。なかでも、一八八二年八月一〇日附『申報』掲載の「且知鄭君現方管理招商局輪船、例不得別謀局外行船之事。即使商局請行、亦恐無一人專主之理。李君則於輪船事宜、素不諳悉、亦非能創議獨任者。揆情度勢、似皆未必辦。」という文の解釋は微妙に誤っている點がある。小汽船の内河就航の是非という「開明性」を尺度とするのではなく、汽船航運を招商局に一本化しようとする李鴻章の意向を問題とすれば、解釋にさはど困難はなく、「矛盾」「流動的」どころか、一貫していたとさえいえるのではないだろうか。もちろん、これは次註の指摘がそのままではまる問題でもあり、一概に當否が結論づけられる性質のものではない。念のために附言しておく。

第二に瑣末な問題に互るが、本書五二三頁に言及された駐

華公使オールコックの認識について。この時期に公使という立場にあった彼の考え方はきわめて微妙かつ獨特のもので、その發言は法律的、理論的というよりもむしろ實際的、歴史的なものであった。だとすれば、イギリス外務省に報告するに“the Chinese have a perfectly clear conception that the country has both Sovereign rights and national interests...”という言辭をもってせねばならなかった事情がまず何よりも問われなければならない。それには、オールコック自身の中國に對する認識構造を內在的に、しかも當時の四圍の環境とも照らし合わせてたうえて剔抉する必要がある。出典にもあたらずにこの言だけを一つの尺度としてとりあげて、「事實の誤認」と斷ずることは、いささか性急に失するのではあるまいか。

(3) 本書の主たる史料となっている『申報』の位置づけはその一例であらう。たとえば、第二編第一章では、『申報』の提言が彭汝琮を経て「洋務派」に取り入れられると論じながらも、同編第二章では、李鴻章が綿業について「ほとんど何も理解していないかった」（一五二頁）と述べ、これには『申報』の議論に影響力はまったく見られなかったとしている。この場合は事實そうであったのかもしれないが、いずれにせよ、本論を通じて『申報』と「洋務派」の間をつなぐチャネルに對し立ち入った論及はみられない。言い換えれば、『申報』の論説と「官」側文書の間に横たわる距離はいかほどであり、その距離を『申報』の讀者層構成や影響領域などがどこまで埋めていたのか、にはほとんど説き及んでいない。こうした

問題は、著者にはたとえ自明であるにせよ、行論の前提として提示されなければ、讀者にとつては混亂するばかりか、論據となる史料への、ひいては論考の敘述への信頼性にも關わってこよう。

(4) たとえば、曾田三郎『洋務政策の展開と中國の近代化』

『史學研究』第一三九號、一九七八年、二〇頁。

(5) 溝口雄三『方法としての中國』、東京大學出版會、一九八九年、二二〇～二二二頁。

一九九二年十二月 東京 汲古書院
B 五判 xii + 六四七 + 索引三 + iii 頁 一三、〇〇〇圓

狩野直禎著

後漢政治史の研究

東 晉 次

本書は、從來、特に古代史研究が盛行した戦後においても、あまり重視されてこなかった後漢時代の政治史研究の本邦における最初の專著である。序章から第六章までの計七章からなり、五五三頁の大冊である。巻末に人名索引を附して、便宜を提供している。本誌編集部求めに應じて、以下に少しく讀後の感想を述べ、書評の責めを塞ぎたい。

序章「漢の武帝から魏の武帝へ」では、「後漢時代は中國史の中で、どのような時期に當たっていたのであろうか」と問い、「後漢時代は一面では前漢時代の諸制度を受け継ぎ、その上に成り立っていたのであるが、一面では三國以後の中世につながるものを内蔵しており、いわば古代と中世の二つの顔をあわせ持っていたのである」と解答している。著者のこの時代理解の立場はこれによって明確となる。つまり、後漢時代は、古代から中世への過渡的な時代であるということである。序章でのこの立場から、著者が本書においてその過渡的時代相を、政治史の展開から明確化しようとする意圖していると、讀者は受け取ってもよいであらう。

第一章「後漢王朝の成立」は、光武帝の起兵から河北平定までの経過を、諸地域における諸集團の動向と光武集團の活動を中心に、